

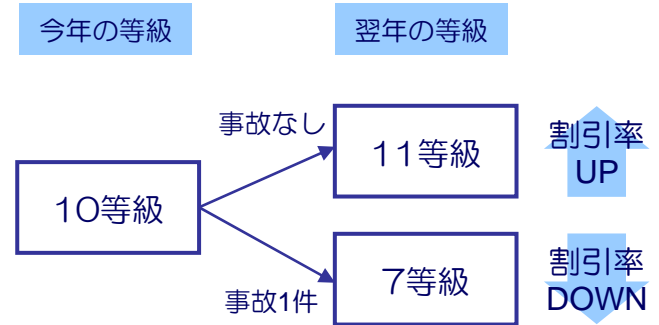
【自動車保険】ノンフリート等級別料率制度が改定されます

一般社団法人 日本損害保険協会

Q ノンフリート等級別料率制度って何ですか？

自動車保険の保険料負担を公平にするための制度です

ノンフリート等級別料率制度とは、自動車保険における契約者間の保険料負担の公平性を確保するための制度です。契約者の事故実績に応じて1等級～20等級に区分し、等級ごとに割増引率を定めています。初めて契約するときは6等級（または7等級）からスタートします。事故がなければ翌年は1等級上がり、事故にあわれた場合は1事故につき3等級下がります。



Q どのように改定されるのですか？

1) 等級別の割増引率が細分化されます

等級別の割増引率を、事故にあわれた場合（事故有）と事故がなかった場合（無事故）の2つに細分化します。

つまり、同じ等級であっても、事故にあわれた場合は、事故がなかった場合に比べ保険料が高く設定されます。

2) 「事故有係数適用期間」が新設されます

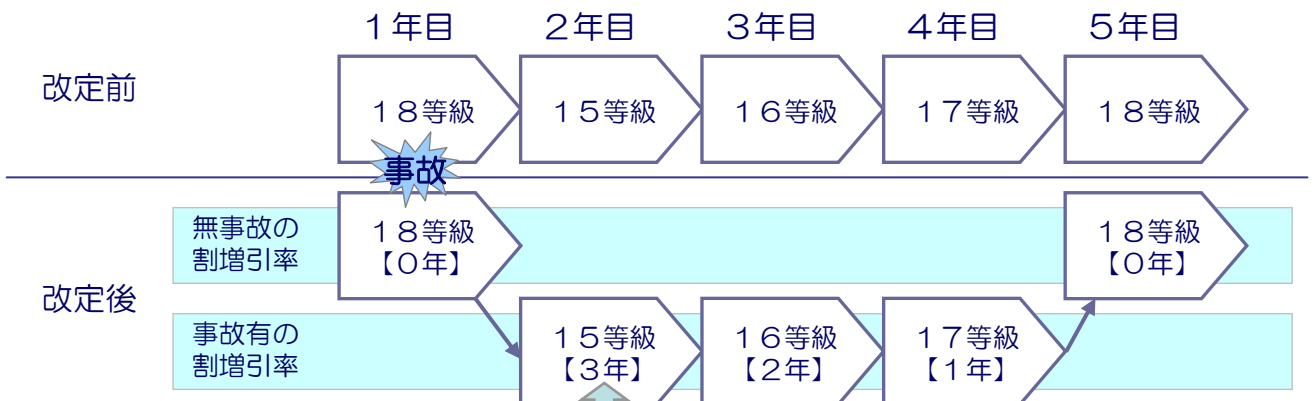
事故有係数適用期間とは、事故有の割増引率を適用する期間（新契約の始期日における残りの適用期間）のことです。
※事故有係数適用期間が0年のときには無事故の割増引率を適用します。

■ 事故有係数適用期間の計算方法（1年契約の場合）

$$\text{事故有係数適用期間 (上限: 6年)} = \text{前契約の事故有係数適用期間} - 1年 + \text{等級のダウン数に応じた年数 (例) 3等級下がる場合は「3年」}$$

※カッコ内の計算がマイナスの場合は「0年」として計算する

◆ 適用例 ◆



※【 】内の年数は「事故有係数適用期間」

$$\text{事故有係数適用期間} = \text{前契約の事故有係数適用期間} - 1年 + \text{等級のダウン数に応じた年数}$$

3年 = 0年 - 1年 + 3年

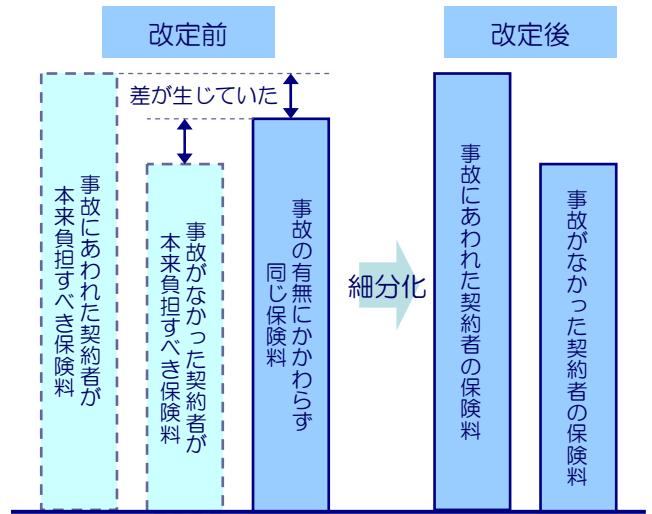
0年 ← カッコ内の計算が「-1年」になるので「0年」

Q なぜこのような改定をするのですか？

保険料負担をより公平にするためです

これまでは同じ等級であれば、前契約で事故にあわれた契約者（事故有契約者）も事故がなかった契約者（無事故契約者）も同じ割増引率を適用していました。しかし、事故有契約者は負担している保険料と比較してリスク実態（保険金の支払状況）が高く、無事故契約者は負担している保険料と比較してリスク実態が低くなっております。つまり、無事故契約者は本来負担すべき保険料より多くの保険料を負担し、事故有契約者は本来負担すべき保険料より少ない保険料負担となっていました。この差を解消し、契約者間の保険料負担をより公平にするために割増引率を細分化しました。

■ 同じ等級における保険料負担のイメージ



Q いつから改定されますか？

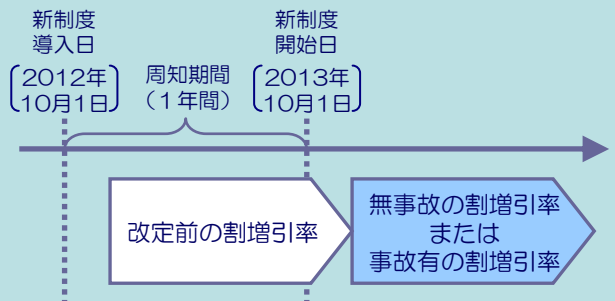
1年間の周知期間を経たうえで適用となります

1年間の周知期間を経たうえで、新制度開始日以降を始期日とする契約から、無事故または事故有の割増引率を適用します。

※周知期間中であっても、事故を起こし、満期を待たずに更改した場合などは事故有の割増引率を適用する場合があります。

改定時期や取扱いなどは損害保険会社で異なる場合がありますので、ご契約の損害保険会社へお問い合わせください。

【スケジュール例】2012年10月1日新制度導入の場合



Q ほかに改定されることはありますか？

等級すえおき事故を廃止し1等級ダウン事故になります

改定前は自動車盗難や飛び石などによる事故は等級すえおき事故として、翌年の等級は前年と同じ等級で引き受けていました。

しかし、等級すえおき事故にあった契約者と事故がなかった契約者との間でも保

険料負担に不公平が生じていました。したがって、等級すえおき事故を廃止し、1等級下げて引き受ける取扱い（「1等級ダウン事故」といいます。事故有係数適用期間は「1年」になります。）に改定しています。

お問い合わせ先